

保護者の皆さまへ

明石市こども局こども育成室

児童虐待の早期発見・対応への協力について（お願い）

保護者の皆さまにおかれましては、日頃より、本市の保育教育行政の推進にご理解・ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、昨今、子どもへの虐待による悲しい事件・事故が複数発生しており、虐待から子どもの身の安全を確保することが喫緊の課題となっております。

そのような中、本市においては、中核市へ移行したことを受けて、子どもの命と権利、未来を守るセーフティネットの役割を果たすため、児童相談所「明石こどもセンター」による本市独自の運営を行っています。

これを踏まえ、本市では、下記のとおり、保育所等の就学前施設と明石こどもセンターが連携し、児童虐待の早期発見・対応に努めるとともに、子どもや家庭に対して必要な支援を迅速かつ確実に行っています。

つきましては、この趣旨についてご理解いただき、下記の内容に対してご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

記

1 児童虐待発見時の対応

- (1) 児童虐待の防止等に関する法律に基づき、保育所等の就学前施設が虐待と思われる事象を発見した場合は、当該保育所等が明石こどもセンターへ情報提供を行います。
- (2) 明石こどもセンターは、児童虐待の可能性や支援の必要性等を判断します。
- (3) 就学前施設・市の関係機関の連携のもと、専門職員の力を機能させながら支援の実施に繋がります。

2 保護者様にお願いしたいこと

- (1) この取組は、明石市が主体となり、施策として行うものと、ご理解をお願いします。
- (2) 上記 1 (1)の結果、明石こどもセンター等から各ご家庭に連絡が入る場合がありますが、「虐待を見逃さず、支援を必要とする子どもやご家庭への支援に繋げる」ための取組であるのご理解の上、ご協力をお願いします。

【取組に関するお問い合わせ】

明石市こども育成室 運営担当 電話 078-918-5149

【虐待に係る通報・お問い合わせ】

明石こどもセンター 緊急支援課 電話 078-918-5726